

2月13日(木)から始まります。

# 申告相談会

## 申告の準備はお早めに

### ◎住民税・国民健康保険税の申告が必要な人

1. 今年の1月1日現在で町内に住所があり、所得税の確定申告をしていない人
2. 給与所得者か年金受給者で年末調整を済ませたが、昨年中に給与・年金以外の所得があった人
3. 申告により諸控除を受けようとする人
4. 公的年金等を受給している人で、以下に該当する人  
「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除・生命保険料控除など)の適用を受ける人、または、公的年金等のほかに給与所得や事業所得などがある人
5. 所得がまったくなかった人でも、次のア～オに該当

する人は住民税だけの申告が必要で、

※申告をしないまましていると、適正な軽減措置や給付などを受けられなくなりま

- ア. 親や子どもの税制(申告上の「扶養控除」の対象になつていない人
- イ. 国民年金に加入している人
- ウ. 国民健康保険・介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)養費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)

保険料の免除などに加入している人

国民健康保険・介護保険料の世帯平等割額と被保険者均等割の軽減措置や高額療養(医)養費、サービス費などの適正な給付(所得に応じた限度額・負担区分など)

給している人  
児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者医療費助成、補装具費支給、自立支援医療、乳幼児及び児童医療費助成、奨学金給付など

町営住宅、こども園、保育所、幼稚園など町の施設を利用して

### ◎所得税の確定申告が必要な人

- ① 国や地方公共団体(県や市町村など)への義援金や寄付金などは、寄付金控除を受けられる場合があります。
- ② 義援金や寄付金などの受領書
- ③ その他持参するもの  
① 印鑑  
② 預金通帳など
- ④ 雑損控除  
東日本大震災により、本人もしくは扶養親族が所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた人は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することができます。
- ⑤ 被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの(建物の請負契約書など)
- ⑥ 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(領収書など)
- ⑦ 被害を受けた資産について受け取る保険金などの金額が分かるもの(支払通知書など)
- ⑧ 猪苗代町から発行された「り災証明書」(コピー可)

医療費控除を受けたい人は、あらかじめ世帯員ごとの医療費の計と、補てんされた金額(高額療養費や生命保険などからの給付金など)の合計額を計算しておいてください。

### ⑤ 医療費控除

医療費控除を受けたい人は、あらかじめ世帯員ごとの医療費の計と、補てんされた金額(高額療養費や生命保険などからの給付金など)の合計額を計算しておいてください。

東日本大震災により、本人もしくは扶養親族が所有する住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害を受けた人は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することができます。

被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの(建物の請負契約書など) 被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(領収書など) 被害を受けた資産について受け取る保険金などの金額が分かるもの(支払通知書など) 猪苗代町から発行された「り災証明書」(コピー可)

中途退職した人

### ◎申告の必要がない人

1. 税務署で確定申告をする人
2. 給与所得者で、年末調整をした人
3. 25年中の公的年金収入金額が4百万円以下で、「公的年金等の源泉徴収票」で受けるべき全ての控除が適用になっている人で、かつ、その他の所得がない人

### ◎申告相談に必要なもの

(税務署で申告する場合も必要です)

1. 所得関係
  - ① 農業所得者
  - ② 収入内訳書、収支計算書などの収支の分かるもの
  - ③ 経費明細書、領収書など
  - ④ 事業所得者(農業を除く)
  - ⑤ 収支内訳書、収支計算書などの販売と仕入れが分かるもの
  - ⑥ 経費明細書、領収書など
  - ⑦ 給与、賃金支払明細書
2. 控除関係
  - ① 社会保険料控除
  - ② 各種年金保険料支払証明書、健康保険料領収書など
  - ③ 生命保険料控除
  - ④ 一般生命保険、介護医療保険、個人年金支払証明書
  - ⑤ 生命保険料控除に関する税制改正により、24年1月1日以降に締結した契約分で、介護医療保険料控除が新たに設けられました。
  - ⑥ 地震保険料控除
  - ⑦ 旧長期損害保険料控除・地震保険料控除証明書
3. 給与所得者と公的年金受

※右記の書類を持参しない場合は、申告書が作成できませんので必ず持参してください。

給者  
・源泉徴収票または賃金受給明細書  
※確定申告には必ず源泉徴収票が必要です。

- ④ 譲渡所得者
- ・ 収用、買取などの証明書
- ・ および売買契約書
- ・ 譲渡費用の経費明細書、領収書
- ⑤ 不動産所得者
- ・ 土地、家屋の賃貸借契約書、または賃貸料の分かる書類
- ・ 土地改良区などへの負担金などの領収書
- ・ 固定資産税の課税明細書

給者  
・源泉徴収票または賃金受給明細書

税務署で申告をお願いします。あらかじめご了承ください。

### ※税制改正に伴うお知らせ

26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う全ての人に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられますので、必ず記帳してください。

- ▼ 住民税の問い合わせ先  
税務課課係  
☎(62)2113
- ▼ 所得税の問い合わせ先  
会津若松税務署  
☎(27)4311

## 確定申告は、e-TAX(国税電子申告・納税システム)が便利です

### 【e-Tax(国税電子申告・納税システム)】

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書が作成できます。画面の案内に従い、収入金額や各種控除の金額を入力するだけで、税額を計算することができます。

- e-Taxを利用すると、こんなメリットがあります。
- ・ 添付書類の提出省略
- ・ 所得税の還付金がスピーディー
- ・ 書面と比べて郵送料が不要
- ※ e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得して、ICカードリーダー・ライタを購入するなど事前準備が必要です。



### 【郵送提出】

「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して、郵送などで提出する書面提出の方法もあります。印刷した申告書と添付書類と一緒に郵送などで提出

### 【会津若松税務署の申告書作成会場で申告書を作成】

- 開設期間 平成26年2月3日(月)～3月17日(月)  
※土・日・祝日は除く。
- 開設時間 午前9時～午後4時
- 開設場所 会津ロイヤルプラザ2階  
(野口英世青春通り)

※会津若松税務署庁舎内には、申告書作成会場は設置していません。

# 税務課からのお知らせ

税務課 ☎(62) 2113

## ●家屋の異動があった場合は、必ず届け出をお願いします

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋の所有者に対して課税されます。

家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届け出をお願いします。

▼家屋を取り壊した場合  
取り壊した年は課税されませんが、届け出により翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合  
取り壊した家屋の床面積の大小にかかわらず、町税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。後ほど職員が現地を確認します。

○登記されている家屋の場合  
該当する家屋の所在地を管轄する法務局で建物滅失登記を行う必要があります。登記がなされた場合は、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

▼家屋を新築、増築した場合  
完成した年の翌年から課税されます。

職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査の時間はおよそ1時間半程度です(床面積の大小により異なります)。

基本的には職員が文書や電話などにより調査の日程などを調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

▼家屋の所有者が変わった場合  
届け出により取得した年の翌年から課税されます。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合  
相続や売買などにより所有者が変更になった場合は、町税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。

新たな所有者を確認した上で、翌年から課税します。

○登記されている家屋の場合  
法務局で所有権移転登記を行うと、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

これらの異動について届け出がないと、所有者の把握が困難になり、課税に影響する場合があります。

また、家屋の新増築や取り壊しは、住宅用地に対する課税標準の特例の変更(届け出)が必要になります。

※住宅用地に対する課税標準の特例  
住宅用地とは、住宅として利用されている家屋の敷地をいいます。住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があります。その面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

特例は次のとおりです。

○小規模住宅用地  
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地

課税標準額は、土地の決定価格の6分の1

○一般住宅用地  
住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超え、住宅の総床面積の10倍までの土地

課税標準額は、土地の決定価格の3分の1  
なお、10倍を超える部分の土地については、住宅用地特例の適用はありません。  
毎年4月に送付する課税資産(土地・家屋)明細書を確認の上、固定資産税の適正な課税のため、

## ●地籍図と字限図の閲覧を休止します

25年中の土地の分筆や合筆などの土地異動分を修正するため、次の期間は地籍図と字限図が閲覧できなくなります。

▼休止期間  
2月3日(月)～3月20日(木)

## ●町税などの延滞金の年率が変わります

26年1月から、納期限を過ぎて町税などを納めた場合の延滞金の年率が、次のとおり変更となります。詳しくはお問い合わせください。

○納期限から1カ月以内  
旧年率 年4・3%  
1月以降 年3・0%  
○納期限から1カ月経過後  
旧年率 年14・6%  
1月以降 年9・3%

# 平成25年分 申告相談会日程と対象地区割り

月日	曜日	受付時間	会場	対象地区
2月13日	木	9:30~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁	六角 水沢 千代田 砂川 明戸
2月14日	金	9:00~11:00 13:00~15:30	↓	相名目 本町 千貫 志津 内野 スキ一場 千里行政区外
2月17日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	樋ノ口多目的集会所	樋ノ口(1~6組) 白木城 小水沢 樋ノ口(7~12組) 蒲谷地 金堀 木地小屋
2月18日	火	9:00~11:00 13:00~15:00	↓	小田(1~5組) 田茂沢 市沢 吾妻行政区外 小田(6~10組) 名家 酸川野
2月19日	水	10:00~11:00 13:00~15:00	中ノ沢体育館	中ノ沢 達沢 大原 沼尻駅前 沼尻温泉 高森
2月20日	木	9:45~11:00 13:00~15:30	翁島地区 コミュニティーセンター	三城湯 行津桜川 西真行 大在家 不動 磐根 翁島駅前 翁島行政区外
2月21日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	新在家 蟹沢・長浜 土田 西久保 東南真行 戸ノ口・三本木・金子沢
2月24日	月	9:45~11:00 13:00~15:30	月輪地区 コミュニティーセンター	都沢 松橋 松橋浜 関脇 川崎 中目
2月25日	火	9:30~11:00 13:00~15:30	↓	金曲(1~5組) 夷田 湊志田 金曲(6~13組) 上戸 上戸駅前
2月26日	水	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	壺下 田子沼 山湯 小平湯 月輪行政区外
2月27日	木	9:45~11:00 13:00~15:30	猪苗代町防災センター	川桁(1~11組) 川桁(12~23組) 新屋敷
2月28日	金	9:30~11:00 13:00~15:00	↓	白津 道下 幸野 東館 曲淵 長瀬行政区外
3月2日	日	9:00~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁 「日曜申告相談会」	全地区を対象としますが、お勤めなどで平日に来られない人のみとします。*大変混み合いますので上記以外の方はご遠慮ください。
3月3日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	役場3階正庁	釜井 島田 天鏡台温泉 祢次 新堀向 川上
3月4日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	上ノ上 打越 半坂 見祢山
3月5日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	新町ろ 中町 名古屋町 沼ノ倉 猪苗代行政区外
3月6日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	扇田 荻窪 桜ヶ丘 五十軒
3月7日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	九軒町 百目貫 廻谷地 北高野
3月10日	月	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	土町 蜂屋敷 神明町 入江
3月11日	火	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	葉山 長坂 八千代 堤崎
3月12日	水	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	今泉 四ツ谷 新北町 富永
3月13日	木	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	旭町 烏帽子 下館 見祢
3月14日	金	9:00~11:00 13:00~16:00	↓	古城町 渋谷 西館 伯父ヶ倉
3月17日	月	9:00~11:00 13:00~15:00	↓	上新町 牛沼 新町い 仁蔵